

現況

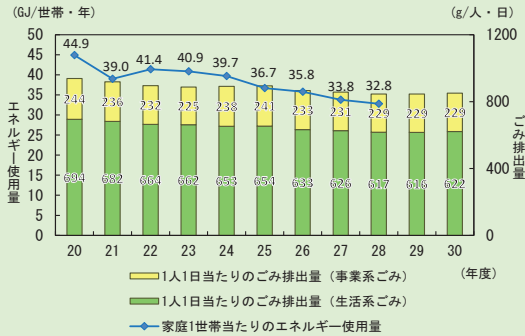
● 環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの転換

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進しています。

日常生活においては、買い物時のレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進め、マイバッグ持参率は90.1%（令和元年（2020年）3月）まで向上し、身近な環境配慮行動として、多くの県民に実践されています。

また、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人あたりのごみ排出量はともに減少傾向にあり、環境配慮行動の成果が現れていると考えられます（図7-1）。

図7-1 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日当たりのごみ排出量



● 環境保全と経済発展の両立

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

本県では省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの「貢献」と捉え、定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。また、本手法に基づきCO₂削減に貢献する製品等を「しが発低炭素ブランド」として認定するなど、環境と経済が両立する社会づくりを推進しています。

農業においては、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない「環境こだわり農業」の推進に取り組み、平成13年（2001年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組は拡大しています。

環境にやさしいライフスタイルの推進

施策の取組の状況

● グリーン購入の推進

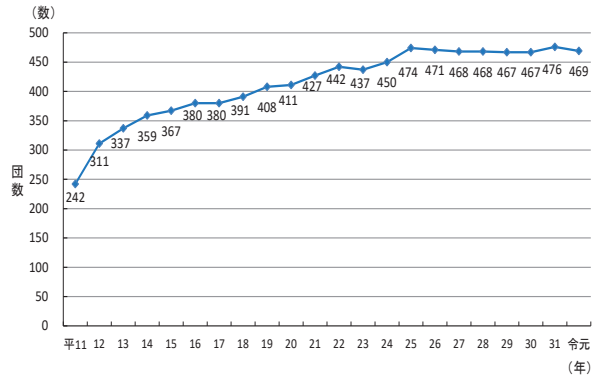
<循環社会推進課>

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークを支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。同法人の会員数は、企業381、行政21、団体67（令和2年（2020年）7月31日現在）となっています。滋賀グリーン活動ネットワークは、他地域と比べ大きな規模となっていますが、近年会員数は横ばいとなっています。

◆ 滋賀グリーン活動ネットワークの会員数



● 消費者教育の推進

<県民活動生活課>

消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができるよう、ライフステージや消費者の特性等に応じた消費者教育に取り組んでいます。

特に、人や社会・地域・環境に配慮したものやサービスを選択する「エシカル消費」に取り組むことは、持続可能な社会づくりにつながります。「エシカル消費」を実践していただくため、消費生活フェスタなどにおいて、エシカルな商品やエシカル消費につながる具体的な行動などの紹介をしています。普段の買い物に「どこで作られたのか」「環境にやさしいか」というエシカルな目線を加えてみてください。

● 「おいしがうれしが」キャンペーンの推進

<食のブランド推進課>

「おいしがうれしが」キャンペーンは、消費者が県産農畜水産物やその加工品を知り、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさを実感いただく「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい！」と言え、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケー

ションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。また、地産地消は、消費者に鮮度の良い食材を届けることができるのも魅力です。

「おいしがうれしが」キャンペーンの趣旨に賛同し、滋賀県産食材を提供するキャンペーン推進店の数は、令和元年度末で約1850店舗となり、ますます取組の輪が広がっています。詳しくは、ホームページ (<http://shigaquo.jp/oishiga/>) をご覧ください。



● 食品ロスと買い物ごみ削減の推進

<循環社会推進課>

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、買い物や調理時の工夫、料理の食べきりなどの普及啓発に取り組んでいます。

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、店舗情報や取組内容を県ホームページ上で紹介しています。

また、買い物に伴って生じるごみの減量・資源化の推進にも取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しています。



環境にやさしい買い物キャンペーン

● 省エネ・節電提案会、うちエコ診断の実施

<温暖化対策課>

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「省エネ・節電提案会」を県内各地で開催しています。この提案会等においては、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO₂削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、令和元年度は110件診断しました。



うちエコ診断実施状況

● エコ交通の推進

<交通戦略課>

公共交通機関や自転車など低炭素型の交通手段を利用しやすい環境整備を行うとともに、県民が日常生活の様々な場面で公共交通の利用を優先に考えるよう啓発を行っています。

交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援するとともに、「エコ通勤優良事業所認証制度」の取組を進めています。

■ 自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業

<中小企業支援課>

地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出する事業を補助し、持続可能でにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めています。地域課題の解決のために商店街等が取り組む、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等も支援しています。

● 滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

<住宅課>

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。

本県では、県産木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年(2008年)12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、令和2年(2020年)7月末時点6グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

● 森林資源の循環利用の促進

<森林政策課>

■ 木質バイオマス資源の協働生産の体制整備

(木の駅プロジェクト推奨事業)

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その7割近くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで本県では、未利用材の有効活用を拡大させるため平成27年度から琵琶湖森林づくり県民税を活用し、



甲賀市での取組状況

「木の駅プロジェクト推奨事業」を展開しています。
これにより、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。

● 県産材の利用促進

<森林政策課>

本県の森林から生産された木材を県内で加工や利用する地産地消の推進は、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材産業の振興に貢献します。

このため、環境に配慮しながら主伐や再造林に取り組み、生産力拡大と森林資源の循環利用を促進するとともに、需要に対応した加工・流通体制の整備と本県の物流の強みを活かした県産材の販路拡大や県内での需要の創出を図ることとしています。



東近江市立永源寺もみじ幼稚園

■ 生産体制の整備

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、大口需要者のニーズに応じたロットの確保や品質の安定化に対応するため、素材生産を一層拡大していく必要があります。



高性能林業機械（ハーベスタ）

そのため、集約化施業や高性能林業機械の導入など低コスト施業の推進を行うとともに、森林施業プランナー研修を実施するなど人材育成を行っています。

また、滋賀県森林組合連合会と森林組合で組織する「木材流通センター運営委員会」では、山土場での搬出状況をIT端末活用によりリアルタイムで把握し、「森林組合等ネットワークシステム」により集荷情報等を一元的に管理するなど、素材の安定供給に向けた取組を進めています。

本県では、これらの取組に対しても支援を行うことで県産材の生産体制の整備を推進しています。

■ 流通体制の整備（木材安定供給体制の強化）

生産された原木は、規格・品質に応じて、木材流通センター等の中間土場で仕分けられ、製材、合板、集成材、チップなどの用途別に出荷されます。



大規模工場へ運搬

このため、木材流通センターが、森林組合等が生産する原木を集約販売するために大口需要者である県内外の製材工場への販路拡大や価格交渉を行い、木材の安定供給取引を締結し、県産材を計画的・安定的に供給しています。また、出荷にあたり、出荷量の取りまとめや需給調整を行う高度な専門性を持った木材流通コーディネータの設置を支援しています。

また、木材流通センターを通じた木材販売に取り組む森林組合等に対し、出荷協定に基づく出荷量に応じた支援を行うとともに、木材の需要動向を把握し、効率的な物流を行うため、木材流通センターに対し支援を行い、県産材の安定供給体制の強化をさらに推進することとしています。

■ 県産材（びわ湖材）の利用促進

（木の香る淡海の家推進事業）

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要です。



びわ湖材を使用した住宅

このため、「びわ湖材（※）」を利用した木造住宅の新設等を支援し、県産材に対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。令和元年度は、木造住宅の新設126戸と木質化改修5戸を支援しました。

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材です。

トピックス

「やまの健康」推進プロジェクトの推進

<森林政策課>

「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、魅力的な地域資源を活かしたモノ・サービスを皆さんの暮らしと結びつけることで、滋賀の豊かな暮らしを実現しようとするプロジェクトです。

令和元年度からプロジェクトをスタートさせ、農山村の価値や魅力に焦点をあてた取組への活動支援を行うとともに、「やまの健康」推進プロジェクトが、県民の皆さんと共に取り組む大きなムーブメントになるよう、『FATHER FOREST Life ～やまで健康になる、やまを健康にする～ 県民アクションガイド』を策定しました。



「やまの健康」Instagram



● 木製品の導入支援

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さを啓発するとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「びわ湖材利用促進事業」を実施しています。

この事業では、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや福祉施設等、公共性が高く多くの人が利用する施設に、びわ湖材を使用した木製品の導入を推進しています。



延命こども園

環境と調和する経済活動の推進

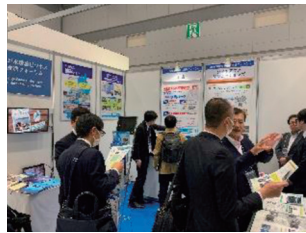
● 琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開

本県は、琵琶湖という大きな閉鎖性水域の保全に取り組ながら、経済発展を遂げてきた地域です。その中で産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、水環境ビジネスを推進するために、平成25年（2013年）3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」（令和2年（2020年）7月末現在194企業・団体が参画）を設立しました。

このフォーラムを通じて、水環境ビジネスに関する情報の発信や国内外に向けたPR、企業同士のマッチングの機会の提供、企業の実現可能性調査や実証試験への補助金などにより、ビジネスプロジェクトの創出・展開を図っています。

特に、ベトナム、台湾、中国、香港の政府関係機関などとは環境・経済分野での交流を促進するべく覚書を締結しており、これらのネットワークを活かして企業の海外展開を支援しています。

こうした取組を足がかりとして、水環境関連の企業や研究機関、技術や情報等が一層集積した、自立的に水環境ビジネスが推進される「滋賀ウォーターバレー」を目指しています。



国内展示会への出展



しが水環境ビジネスセミナー

● びわ湖環境ビジネスメッセの開催

<モノづくり振興課>

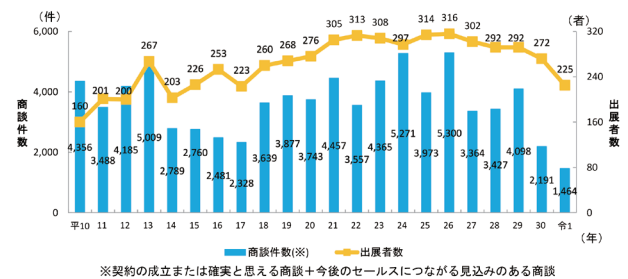
びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市であり、環境産業の育成振興に貢献してきました。

22回目の開催となる令和元年度は、10月16日から18日まで長浜バイオ大学ドームで開催しました。また、開始から20年以上が経過し、所期の目的、役割を一定果たしたと判断されることを踏まえ、令和2年度の開催を一旦休止し今後のあり方について検討することとなりました。



びわ湖環境ビジネスメッセの様子

◆びわ湖環境ビジネスメッセの商談件数、出展者数



● 低炭素社会づくりへの製品等を通じた貢献量評価の推進

<温暖化対策課>

低炭素社会づくりには、節電や省エネ行動の広がりはもちろんですが、本県ではそれらの取組を支える省エネ製品の開発、環境配慮型のサービスの提供も重要との考えから、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの貢献を定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の事業者行動報告書では、令和元年度に139件の貢献取組について報告がありました。そのうち年間のCO₂削減量として換算が可能な17件についての貢献量(県内の事業所が、温室効果ガス排出削減に貢献した量)を試算(※)すると、およそ47.4万t-CO₂、地域の温室効果ガス排出量の約3.9%に相当する値となりました。

◆事業活動を通じた低炭素社会づくりのイメージ



※記載をもとに換算可能な取組のみを算定したものであり、本県産業全体に拡大推計したものではありません。また、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。

● 貢献量評価に基づく「しが発低炭素ブランド認定」

<温暖化対策課>

平成30年度から、CO₂削減に貢献する優良な製品やサービス等を「しが発低炭素ブランド」として認定し情報発信を行うことで、社会全体でのCO₂削減に大きく貢献する優れた製品等の社会への普及を後押ししています。

令和元年度は、低炭素社会づくりに貢献する各社の技術が駆使された3製品を低炭素ブランドとして認定しました。

◆令和元年度しが発低炭素ブランド

- 高効率インダクションライト（無電極照明）
（アルテスラ株式会社）
- 大型貫流ボイラ「イフリート」ボイラ効率99%対応
（川重冷熱工業株式会社）
- デュアルフューエル機関
（ダイハツディーゼル株式会社）



ブランドロゴマーク
「滋賀から低炭素社会の
花を咲かせよう」



● 滋賀エコ・エコノミー推進事業

<温暖化対策課>

環境と経済が両立した環境成長経済の実現に向けて、本県経済界と本県が協働して、平成19年度より「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んできました。

このプロジェクトでは、県内企業等からの資金の任意拠出により「しが炭素基金」（最終196者（社）が拠出）を創設し、低炭素社会を形成していく事業を促進してきました。「しが炭素基金」による取組は、平成26年（2014年）4月に公益財団法人淡海環境保全財団へ引き継がれ、滋賀エコ・エコノミー推進事業として、同財団が中心となり取り組んでいます。

令和元年度は、低炭素社会の実現に向けた事業者向けセミナーの開催や出前講座のほか、しが発低炭素ブランド認定等の情報発信を行いました。

● 滋賀応援寄附の推進

<企画調整課>

ふるさと「滋賀県」を応援したい方の思いに応えるため、「滋賀応援基金条例」を制定し、県内外の方からの寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全などに活用しています。



こちらのQRコード（外部サイトにリンク）から、寄附をお申込みいただくことができます。



● 環境こだわり農業の推進

<食のブランド推進課>

■環境こだわり農業の普及拡大

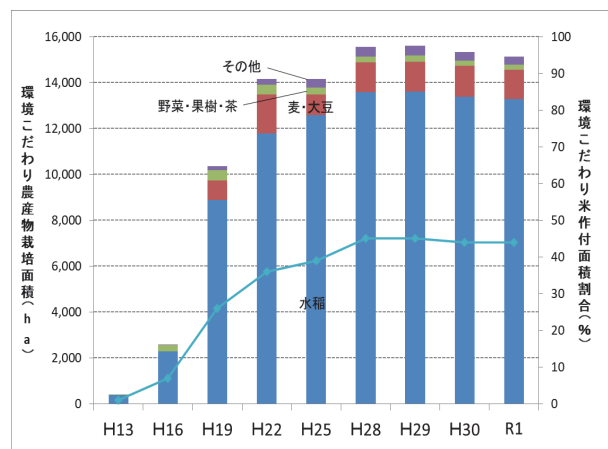
平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。

令和元年度には、環境こだわり農産物栽培面積は15,136haに達し、このうち水稲では作付面積の44%で取り込まれるまで拡大しました。流出負荷量は、通常の田んぼと比較して、窒素で41%、リンで27%の削減できることが、確認されています。

引き続き、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着し、継続されるよう推進していきます。



◆環境こだわり農産物栽培面積



※環境こだわり農産物栽培面積：生産計画認定時の面積

■環境こだわり農産物の流通拡大

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、環境こだわり米こしひかりのパッケージを周知するTVコマーシャルを放映し、県内や京阪神の消費者へのPRも行っています。

また、象徴的な取組としてオーガニック農業を推進し、環境こだわり農業のブランドイメージの向上を図っています。



みずかがみ

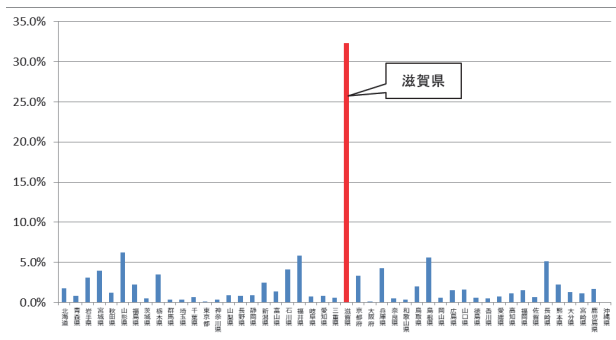
環境こだわり米
こしひかり

オーガニック米
こしひかり

■「日本一」の取組面積

これまでの取組の結果、環境保全型農業直接支払の取組面積は14,366ha(R1)で、耕地面積の32.3%を占め、取組面積の割合で全国1位です。

◆環境保全型農業の取組面積が耕地面積に占める割合



●世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

<農村振興課>

農地や水路などの農村の地域資源は、農業生産だけでなく農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなどの多面的機能を有しています。しかし、過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保全管理が困難になってきています。

このため、農村の地域資源や豊かな生態系、美しい農村景観などを保全するために地域が主体となって取り組む共同活動や、老朽化した農業用施設の補修・更新等の活動に対し「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」により支援しています。

令和元年度は、35,746haの農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能が守られています。

●農村地域住民活動支援事業

<農村振興課>

豊かな田園空間や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農業者だけでなく非農業者を含めた農村地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村の環境保全の取組が求められています。

このため、活動に取り組む地域リーダーの育成、活動組織等への専門家の紹介などを行っています。

令和元年度は、世代をつなぐまるごと保全向上対策の活動組織等を対象に、植物・昆虫・魚類の生態系保全について研修会を行うなど人材育成を図っています。

トピックス

琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業が「日本農業遺産」に！ 環境にやさしい持続的な営みとして「世界農業遺産」にも申請中です

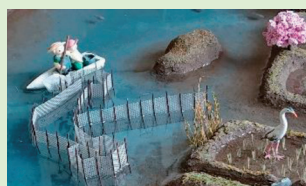
<農政課>

琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖から魚が産卵にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する環境こだわり農業や水源林保全など、滋賀の風土と歴史の中で生み出されてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」が、「琵琶湖システム」として2019年に「日本農業遺産」に認定されました。

こうした環境にやさしい持続的な営みの重要性をより多くの人に知ってもらうため、「世界農業遺産」の認定も目指しています。



湖魚が産卵にやってくる
「魚のゆりかご水田」



伝統的な「エリ漁」と
多様な生きもの

世界農業遺産 (GIAHS) とは…

伝統的で持続的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要なシステムを、国連食糧農業機関 (FAO) が認定する仕組みです。日本農業遺産は、農林水産省が認定する国内版の制度です。



● 環境影響評価制度

<環境政策課>

大規模な開発事業などが環境に与える影響について、事業者自らが大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目ごとにあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境配慮を図る制度です。

◆手続きのあらまし



事業者は、法や条例で定める配慮書、方法書、準備書などの各段階で公告・縦覧などにより情報を公開し、提出された意見を踏まえ、環境に配慮して事業を進めます。

法や条例の制定前のもも含め、令和元年度末までに83件の事業について手続が実施されました。そのうち令和元年度(2019年度)末には2件の手続が開始され、2件の配慮書と3件の方法書に対して知事意見を述べました。

湖国の景観・文化遺産の保全

● 風景条例に基づく景観施策

<都市計画課>

琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、昭和59年(1984年)に「風景条例」を制定し、建築物等の景観誘導や、住民主体の景観まちづくりを支援する近隣景観形成協定制度の推進等に取り組んできました。平成16年(2004年)の「景観法」制定以降、景観行政団体へ移行した13市では、県

条例の理念・施策をベースに、各地域の状況に合わせたよりきめ細やかな景観施策が展開されています。

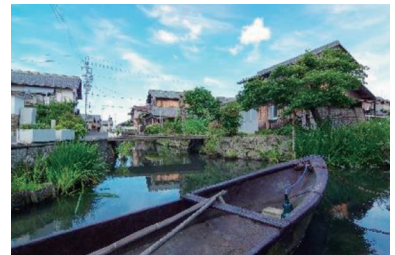
また平成21年(2009年)には「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、広域的景観や歴史的街道景観の形成に向けて、県内の景観行政団体が連携して取り組んでいます。

● 文化的景観の保護と活用

<文化財保護課>

本県には人々の営みと琵琶湖の織りなす地域特有の景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれています。また平成30年(2018年)には「伊庭内湖の農村景観」が新たに選定されました。

本県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(平成23年(2011年)3月)を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取組を進めています。



重要文化的景観
伊庭内湖の農村景観
(東近江市教育委員会提供)

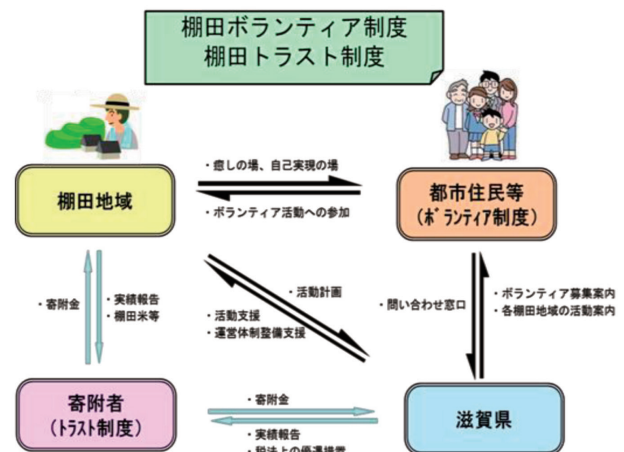
● 棚田保全ネットワーク推進事業

<農村振興課>

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕作されない棚田が年々増えています。

このため、地域住民と都市住民等、棚田に関心のある方々の想いを結び付け、棚田地域の活性化に資することを目的として、棚田保全にボランティアで取り組む活動を支援しています。

現在、県内9地区で保全活動が実施されており、多くのボランティアの方の参加がありました。また、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



● 沿道景観の創造

<道路保全課>

道路は、単に人や車が通行するだけでなく生活環境空間としての役割を持ち、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。



道路愛護活動の様子（東近江市）

特に、うるおいややすらぎを提供する道路の緑化を適切な維持管理のもとで進めていくことが重要です。

本県では、地域住民や企業と協働して植栽などの維持管理に取り組み、道路への愛着心を育みながら、美しい景観づくりを推進しています。

● 歴史的文化遺産

<文化財保護課>

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や近代建築等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。



県指定有形文化財
沙沙真神社透塀
保存修理工事現場公開

本県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。

◆県指定（選定・選択）文化財の件数（令和3年2月現在）

515件

● ふるさと文化財の森

<文化財保護課>

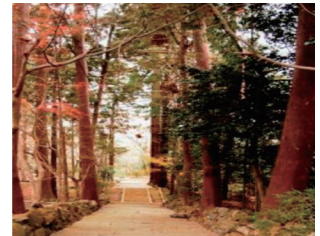
国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葭、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、平成31年(2019年)3月20日に東近江市所在の「乾徳禅寺境内林」が県内で4箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。檜皮葺屋根の材料供給地としては、「瓦屋禅寺境内林」に次いで2箇所目の設定地となります。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。

なお、本県では他にも近江八幡市所在の「西の湖近江八幡葭生産組合葭地」、「西の湖佐々木土地葭地」の2地区が葭葺屋根の材料供給地として設定されています。



檜皮採取の様子



乾徳禅寺境内林